

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例の
収集・評価による実践方法の標準化に関する研究

平成 16 年度 総括研究報告書

主任研究者 手島 陸久 日本社会事業大学教授

平成 17 (2005) 年 3 月

目 次

I. 総括研究報告	
社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例 ……………	1
の収集・評価による実践方法の標準化に関する研究(平成16年度)	
主任研究者 手島陸久(日本社会事業大学社会福祉学部教授)	
分担研究者 矢部正治(日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科)	
II. 分担研究報告	
1. 質的データ分析からみた福祉デジタル・アーカイブズの有用性 ……………	23
後藤 隆(日本社会事業大学社会福祉学部助教授)	
2. ソーシャルワーク研究・養成教育における事例研究の方法 ……………	38
小嶋章吾(国際医療福祉大学医療福祉学部助教授)	
3. ITを活用したヒューマン・サービスの国際的な動向 ……………	52
柳田正明(日本社会事業大学社会福祉学部実習講師)	
4. ソーシャルワーク・アーカイブスのシステム構築について ……………	69
有村大士(日本子ども家庭総合研究所研究員)	
5. ソーシャルワーク分野におけるテキストマイニング用語辞書の作成について ……………	77
有村大士(日本子ども家庭総合研究所研究員)	
III. 研究成果の刊行に関する一覧 ……………	89
IV. 研究成果の刊行物・別刷……………	91
<資料1> 収集事例モデル ……………	97
<資料2> 講演・シンポジウム記録 ……………	121
『ソーシャルワーク実践をつくる』	

I 総括研究報告

I. 総括研究報告

社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例の 収集・評価による実践方法の標準化に関する研究(平成16年度)

主任研究者 手島陸久(日本社会事業大学社会福祉学部教授)

分担研究者 矢部正治(日本社会事業大学

大学院福祉マネジメント研究科)

はじめに

本研究は、ソーシャルワークにおける実践技術の確立のために、ソーシャルワーク実践を広範囲に収集・評価し、その蓄積を基礎にソーシャルワーク実践のプロセスや判断基準等の分析を行って、ソーシャルワーク実践方法の標準化並びにソーシャルワーカー養成の今日的課題を明らかにすることを目的としている。

今年度は研究の第1年次であり、主に、ソーシャルワーク実践のデジタル・アーカイブの基本的なスケルトンの確定とシステムの開発を行うとともに、ソーシャルワーク実践事例の提供の形式と枠組みを確定することをまず目標とした。

同時に、「社会福祉デジタル・アーカイブテキスト検索辞書」を、既存ソフトを基盤に、開発した。

本稿は、主任研究者、分担研究者、研究協力者の共同討論に基づき、まとめたものである。

1. 本研究の目的

地域社会や家族のありようが大きく変容している今日、社会的な孤立や精神・心理的な問題状況の拡大が増大しており、ソーシャルワークの実践的な役割の重要性が高まっている。

我が国において、社会福祉専門職制度が国家資格として成立して、社会福祉士においては施行後17年、精神保健福祉士においては7年を経過している。しかしながら、それら国家資格化された専門職においては、その専門性の実践的な方法・技術及びその効果が明確とはいえない状況にある。

このような状況下で、ソーシャルワーク実践における技術の具体的有り様を明らかにし、かつ、ソーシャルワーク実践の基礎となる価値と知識の枠組みを明らかにすることは急務な課題である。

今日ほど、ソーシャルワークの専門性の内実とその確立が問われている時代はない。

その中で、ソーシャルワークの専門性を確立し、ソーシャルワーク実践を創り上げていく上で大切なことは、ソーシャルワーク実践の技術・方法・活動が何であるかを、理解と伝達が可能なものとしていくことにある。

大橋謙策前社会福祉学会会長は、ソーシャルワーカー養成にとって「実践の中で集約された事例を通じた社会福祉教育が不可欠」（社会福祉学会ニュースNo.35）であり、社会福祉研究もまた、ソーシャルワーク実践を基盤にした研究が不可欠であることを強調している。

ソーシャルワーク実践は、対象となるクライアントの多様性と個別性、ソーシャルワーカーのもつ個々人の資質・能力、さらにはソーシャルワークが展開される場の多様性、とりわけ機関や施設の性格やソーシャルワーカー自身の権能の違いなど、様々な諸条件の中で展開される。とりわけソーシャルワーカーとクライアントの相互作用は種々に変化を形成し、多様な実践とその帰結をもたらす。そのような中において、ソーシャルワーク実践を、その一般理論で特徴付けて研究をすませたり、その一般理論の習得をもってソーシャルワーカー養成を規定することは、実践の力たり得ないであろう。

そうした観点に立ったとき、私たちは、研究と教育の基盤となりうるソーシャルワーク実践事例そのものの、収集・蓄積および分析がまずもって必要であると考え、実践事例の収集の枠組みと方法、その分析・活用の方法の研究を行った。

そして、ソーシャルワーク実践事例をデジタル化し、それをもってデータベースの構築をめざすこととし、それをソーシャルワーク・アーカイブスと名付けた。

2. 事例データベースの必要性

本研究では、ソーシャルワーク・アーカイブスを構築する構想について、そのスケルトンを検討の上、構築の前提となるシステムの開発をすることを目標とした。

「アーカイブス」とは、記録の保管所、文書保管所のこと、コンピューター用語では、「圧縮して保存するところ」という意で使われ、現段階ではやや大げさに感じられるきらいもあるが、今後の時間の蓄積の中で、アーカイブスといえるものになることを期待して、長期的な視野から、この名称を付した。

ソーシャルワークにみならず、今日、ケアマネジメント実践においても、その専門性と内実が問われている。とりわけ、介護保険制度によって急速に拡大したケアマネジメント実践の現場では、そもそもケアマネジメントとは何かが問われ、様々な模索と探求が行われ、制度・システムに及ぶ議論も行われている。ケアマネジメント実践の確立とその水準向上の上で大切なことは、ケアマネジメント実践の技術・方法の内容が何であるかを、理解と伝達が可能なものとしていくことにある。

そうした観点に立ったとき、私たちは、ソーシャルワークとともに、ケアマネジメント実践事例そのものの、収集・蓄積および分析がまずもって必要であると考え、実践事例の収集の枠組みと方法、その分析・活用の方法の研究を行った。そして、ソーシャルワーク実践及びケアマネジメント実践事例をデジタル化し、それをもってデータベー

スの構築をめざすこととした。

ソーシャルワークやケアマネジメントのように、閉ざされた関係の中での実践は、それが実際のところ、どのように行われているのかは当事者以外にはなかなかわかりにくい。

ソーシャルワークやケアマネジメントの実践の中には、多くの実践者の智恵や工夫、実践でえられた知識、制度上、実践上の困難との遭遇と悩みが包み込まれている。こうした智恵や工夫は、これまでは「職人芸」として、長年の経験積み上げの中から、個々人が獲得するものとされてきた。こうしたこれまでの方法ではあまりにも時間もかかり、職人になれる人もごく少数にとどまるであろう。

しかし、現在、相談援助を必要とする人が限られた少数の人ではなく、その対象が飛躍的に拡大し、また、相談援助に当たる人々も急激に増えている。「職人芸」の獲得まで時間をかけていては、その間に「相談の被害者」をたくさん生み出すことになりかねないし、実践者の側も、困難に直面しても助言を得る機会も少なく、疲弊してしまうことになる。

そこで、一人一人の実践にあたる人が、お互いに実践を公開しあい学びあう場として実践事例のデータベースを構築を提案する。

デジタル化が要求される理由は、様々な角度からの検索を可能とするためと、今後の分析への応用可能性ゆえである。

3. 事例データベース構築の意義

上記の目的で、ソーシャルワーク・アーカイブスの構築をめざすとき、その実践事例データベースの構築可能性（実現性）、収集された事例の活用の見通し、及びその観点に立った収集事例に要求される枠組み・内容等の検討が必要である。

その際、このアーカイブスの構築とその活用のスパンをどう考えるかが基礎となる。これについては相当期間長期にわたる資産とすることとして、短期的な成果を検証しつつも、長期間にわたる普遍的な利益に資する性格とすることとした。

また、データベースの活用としては

①実践者がソーシャルワーク実践の方法や視点を学ぶことに活用する

事例のデータベースができれば、様々な実践者の智恵や工夫をとおして、実践の視点や方法を知り、自らの実践の参考にすることができる。また、同様な事例から、関連する知識や資源などを知ったり、実践のモデルとして参照することができる。さらには、事例提供者にとっては、実践を整理しまとめることによって、自らの実践を対象化することになる。この対象化は読む人にとって有用なだけでなく、事例提供者自らにとっても、多くの学びの機会を提供するだろう。

②教育者が教材作成のために活用する

①で述べた実践者にとって活用できる視点は、初学者にケアマネジメントを伝えるときにも極めて有効な道具になるだろう。

③研究者がソーシャルワーク実践の現状把握や方法の検証のために活用する

従来、社会福祉の、とりわけソーシャルワーク研究では、ともすればソーシャルワークの原理論的な研究が中心となり、諸外国の文献に頼った紹介や価値に関する抽象的な考察が中心に置かれる傾向が強かった。こうした研究をより実践に近づけるには、実践の実際の姿を集積に、その分析から理論や方法も検証されていく必要がある。

また、実践が集積されることによって、現状の実践を行っている環境である制度上、社会資源上の課題も、実践の方法面での課題も浮き彫りになっていくであろう。

以上の目的で、ソーシャルワーク実践事例のデータベース構築は行われるが、何よりも、その基本的性格として、第一義的には、ソーシャルワーク実践の現場実践者のためのものであり、その参加と活用に資するものであるとした。

ここで念のために、私たちが実践事例として考える事例の性格について記しておく。

先に触れたように、このデジタル・アーカイブスでは収集の事例について、ソーシャルワークにみならず、ケアマネジメントをも対象とする。その理由は、私たちは、ケアマネジメントはソーシャルワークと同じではないが、ソーシャルワークの一つの分野の展開過程、あるいは、ソーシャルワーク実践と極めて近い実践の方法を理解しているからである。

それは、ケアマネジメントそのものの基本的理解に基づくものであるが、ケアマネジメントという方法のある状態像に応じたサービスの組み合わせの技術と考えるならば、その事例集は、ある種「症例集」としての性格になる。こうした「症例集」としての活用を全く否定するものではないが、私たちは、ケアマネジメントを自立支援の視点に立った当事者の自己実現を支援するプロセスと考える。そう考えると、その事例集は、利用者とケアマネジャーの関わりを極めて重視したものとならざるを得ない。

したがって、この事例データベースに「ある所与の条件を与えれば、方針が出る」というような効果を期待しているわけではなく、ソーシャルワーク又はケアマネジメントの過程は、何よりも当事者が主体でなくてはならず、ケアプランの機械的な「標準化」だけではカバーできない部分を持っていることをふまえて、ここでは、先ほど述べた智恵や工夫、視点や方法を学ぶ場となることを期待している。

また、ソーシャルワーク実践事例をデジタル化し、それをもってデータベースの構築をめざすこととし、それをソーシャルワーク・アーカイブスと名付ける、すなわちデジタル化が要求される理由は、第一に、当然のことながら、従来の印刷媒体による「事例集」が、表示されたタイトルのみで関心をもったテーマに沿って読み込むことしかできなかった限界があり、これを、障害者や疾病など対象者・家族の属性、援助の方法、サービスの活用方法等々、様々な角度からの検索を可能とするためである。これによってその活用の幅は大きく飛躍するであろう。

そしてさらに、第二として、昨今の質的研究の到達点（詳しくは別項）に立ったとき、テキスト化されたデータの分析がコンピューターの活用によって相当程度可能となっている状況をふまえて、今後のソーシャルワーク・プロセス、方法の分析への応用可能性に大きく期待しているためである。

4. 収集事例の枠組み

収集する事例の枠組みとしては以下の通りとした。

収集する事例は、分野や場を問わないこととした。また、ソーシャルワーク実践でもケアマネジメント実践でもその対象とする。ケアマネジメントは現状では制度的な位置を明確に持っているのは介護保険制度のみであるといってもよいが、障害者の分野でも「障害者ケアマネジメント従事者」の養成が始まっており、また、児童分野でもケースマネジメントという名称が一般的ではあるものの、同様な方法・技術の獲得が求められている。ソーシャルワークにおいても、こうした分野の区分は法制度上の枠組みに規定されている性格が強く、実践現場レベルで見ると、例えば、介護保険制度における介護サービスの提供過程に置いても、利用者や家族の中に精神障害を持つ人がいたり、家庭内に深刻な児童問題を持っており、そのことが、高齢者の生活を不安定にしている最大の要素であることも少なくない。

そうした意味では、むしろ分野分断的な発想では、現場のニーズに応えるものにならず、十分な検索機能があれば、分野へのこだわりは必要としないであろう。また、その意味では、ケアマネジメントとソーシャルワークの区分も、実践者がどちらと意識しているかの違いはあるにしても、対立的に区分することではなく、重なり合う場合も多いものとして、将来的にはソーシャルワーカーケアマネジメント・アーカイブスとして共存的に発展することが求められるであろう。

(1) 収集事例の性格

事例の性格は多様なものがあると思われるが、このアーカイブスでは限定しないで収集する。また、事例に置いては、一つの事例のある限定した局面のものであってもよい。事例のいくつかの例を紹介する。

a. ソーシャルワーク実践事例

文字通りのソーシャルワーク実践の記録である。ソーシャルワーク実践には、初回のアセスメントからプランニングまでの短い記録から、数年にわたる変化を経た事例まで、様々なものがあるが、実践期間の長短は問わない。また、前に、提供した実践記録のその後の経過を追加することもできる。

b. ある局面を取り上げた記録

実践の場面は、インテークから、アセスメント、プランニング、サービスの調整、モニタリング、再アセスメント、再プランニング、終結まで一定のプロセスを経るものであるが、ここではそのすべてを記載することを事例提供の条件とはしない。いずれかの局面を重視して、あるいはそのみに限定して記載したものでもよい。ある事例の実践にとって「ここが焦点」「ここが大切だった」という場合もあり、焦点の部分を中心に記載してもよいし、その方がよい場合もある。

c. 事例状況の記録

事例は、ソーシャルワークやケアマネジャーなど援助者側などの実践者側の関わりを中心にしたものではない記録でもよい。例えば、ある対象者の問題状況の概要、高齢者や障害者のライフヒストリーの記録、極めて困難な複合した事例での問題状況の記録、社会資源の不足や欠陥によって問題解決が困難であった記録等、事例をめぐる「事実」の集積を目的とする。

d. 逐語記録など

事例の記録は、実践者側の側に主体をおいて、ある経過の流れを要約して書かれたものが一般的であるが、逐語記録など、ある場面の会話などをおおむねそのまま記録した方法もある。例えば、面接場面の逐語記録、援助方針の検討するためのカンファレンスの記録、などそうしたものがあれば、ここに収集する。

e. 事例研究会やスーパービジョンの記録

援助者の技能向上のために事例研究会・事例検討会の記録やスーパービジョンの記録など、直接の実践記録ではない種類の記録もある。ここではそうした記録も収集する。

(2) 収集事例の形式

以上で、すでに明らかではあるが、事例は何らかの形を限定的に義務づけるのではなく、提供者の望む形式で提供することができる。形式を定めて収集することは、その後の事例の評価や分析には有効であるが、事例には様々な性格や特徴があり、形式を固定することは事例提供者の主体性、しいては事例そのものの性格を規定することになりやすい。そこで、事例の形式は定めず、自由な形で記載していただくこととした。ただ、モデル的な事例記載の方法を提示し、記載にしやすくすることも必要である。

形式が自由であるといっても事例は何でもよい、というものではなく、一定の検証に耐え得る事例としていく必要がある。実践事例は、ソーシャルワーク実践のプロセスやケアマネジャーの判断根拠等が可能な限り把握できるよう、整齊される必要がある。したがって、事例を公開するに当たっては、事例の公開の可否を含めて、スクリーニングが行われる必要がある。

5. 事例の収集と公開の方法

(1) 利用者の合意

事例提供に当たっては、当該事例の対象者(利用者)の同意を得ることを原則とする。このことは個人情報に関する配慮としては当然のことであるが、これまで、こうしは配慮は十分されてこなかったきらいがあり、この事例収集を呼びかける段階で、この原則を大いに推奨する必要がある。「私(ソーシャルワーカー又はケアマネジャー)は、あなた(利用者)との関わりで、あなたから多くのことを学ぶことができました。私の学びをまとめて公開したいので(プライバシーの保護は十分にいたしますので)お認めいただけますか?」というかたちで利用者本人に了解

を得ていく必要がある。

こうした姿勢を事例研究の基本的な姿勢として普及することは、事例研究の方法を確立するためにも大きな意義がある。

しかし、同時にこの本人承認の原則を「絶対条件」にすると、現実には事例の収集が極めて困難になる可能性もある。そもそも本人がすでに死亡している場合や、意思確認ができない状況にある場合もある。さらには、事例の性格上、関連する人々は、家族や友人・知人、あるいは関連する機関の人々、サービス提供者等々極めて幅広く、例え、本人の了解を得たとしても、それらすべてに了解を取ることは不可能であることが考えられる。

事例は、何らかの困難に遭遇して取り上げられる場合が多いのであり、例えば、あるサービス提供者との関係がうまく行かなかった、主治医との関係が悪く問題を困難にした、などの場合、それら関係する人の了解をえることは極めて困難である。

したがって、「本人了解」を重視し、大切にしつつ、その普及に努力すると共に、当面、事例研究の促進を図るためには、最大限のプライバシーの保護への配慮をもって、「本人了解」の原則には例外を認めていくこととしたい。

(2) プライバシーの保護

このような実践事例の収集と公開をする際に、最も重要なことはプライバシー保護をすることである。そのため、公開する事例は、固有名詞(人名・地域名・施設名・病院名等)は、事例提供者の氏名をふくめて、すべて匿名又は仮名とする。

また、事例の性格を壊さない範囲で、年齢や家族構成・周辺環境に関する情報を変更して、当事者が特定されることを回避する。

そのような匿名化を図ったとしても事例の公開については、その意図的、歪曲的な利用に注意する必要がある。こうした利用を回避する有効な手だては、事例のデータベースへのアクセスを一定の範囲で制限することである。例えば、同じ児童虐待のケース事例についても、専門誌に掲載された場合と、ゴシップ週刊誌に掲載された場合とでは、社会的な影響、受け取られ方は大いに異なるであろうことは想像に難くない。

昨今の WEB の利用状況においては、悪意に満ちた「荒らし」に遭遇している掲示板等もあり、それは福祉関連をテーマとする掲示板でもしばしばみられる。そこで、本データベースでは、アクセスを名簿等で確認ができる日本社会福祉学会会員や日本社会福祉士会会員に限定することとしたい。

さらには、公開時には、登録制としてメンバー登録者に限って、公開することとする。

なお、セキュリティ上の安全策として、提供者やメンバー登録者の個人情報がかかるデータベースと公開のデータベースとは、別のサーバーで管理し、接続を遮断することによって個人情報の流出等がないよう、安全策をとる。

(3) 事例提供者との意見交換

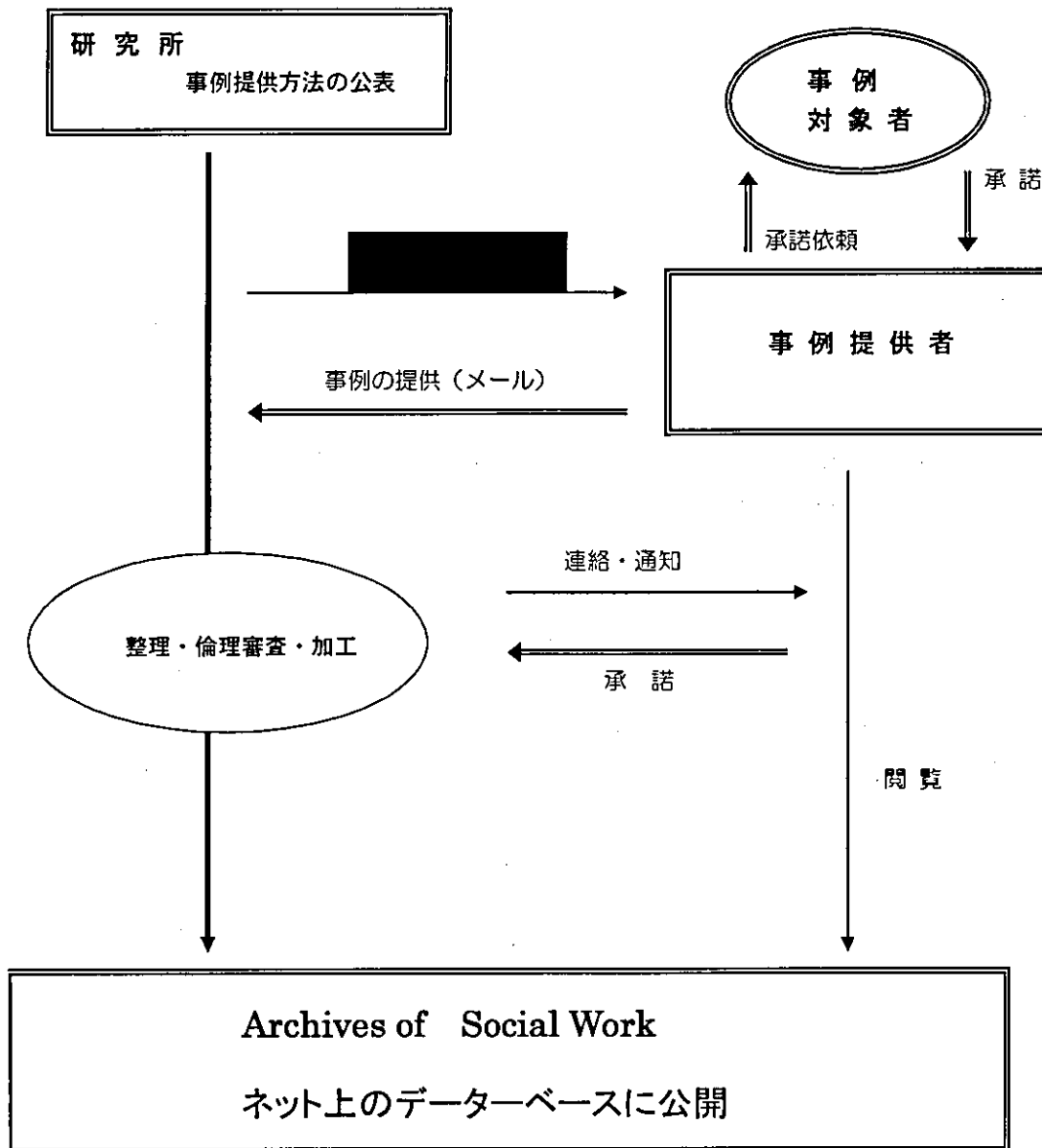
本アーカイブ스에寄せられた事例は、機械的にデータベースに組み込むことはできない。事務局で、プライバシー保護に関する審査を行うことはもとより、よくわからない点やさらに書き込んでいただきたい点などを質問し、下図のような一定のやりとりの上、公開する。

前に記したように、実践事例は、ソーシャルワーク実践のプロセスやソーシャルワー

カーの判断根拠等が可能な限り把握できるよう、整齐される必要がある。したがって、事例を公開するに当たっては、事例の公開の可否を含めて、スクリーニングが行われる必要がある。

なお、データベース利用者の理解を促進するために、事例提供者の了解をえて、一定のコメントを付けることも有効である。

図 ソーシャルワーク・アーカイブス公開までのプロセス



5. 事例に記載する事項

以下は、事例提供を呼びかける文書である。

A 事例提供シート

提供表(非公開・必須事項)

- ①事例提供者氏名
- ②事例提供者所属
- ③事例提供者住所
- ④事例提供者連絡先
電話・e-mail アドレス
- ⑤過去の提出事例

B 基本フェースシート情報(以下公開・必須事項)

この欄は、主に検索に活用する欄

(1)分野・所属

- ①事例の主な分野:高齢者、障害者、児童、地域、その他 (選択)
- ②事例提供者の所属の部類:(選択)
介護保険事業所、福祉、行政、医療機関、学校、司法、その他
- ③所属組織の種類名(記載)
- ④事例提供者の職
現職名(記載) 資格・基礎資格(記載)

(2)事例の概要 (自由記載欄)

- ①事例の期間(〇〇年〇月～〇〇年〇月)
- ②事例のタイトル
(事例がテーマとしてとれていることがわかりやすいタイトルをつけてください。)
- ③事例の概要
500字程度の事例の概要を記載(事例の問題状況や経過を簡単にまとめてください。)
- ③事例対象者の特徴
(事例対象者の特徴を記載してください。例:独居高齢者、痴呆性高齢者、精神障害者、ALS患者)
- ④キーワード
(事例に特徴的な事項のキーワードを記載してください。
例:「訪問介護、ターミナル、インフォーマルサービス、家族支援」
「権利擁護、成年後見人制度、コミュニティ、ネットワーク」

(3) 重点がおかれている局面など

①事例が取り上げている局面

(以下から選択してください。複数あるいは全部選択していただいても結構です。便宜的な区分ですので判断に迷う場合は、両方にチェックしてください。)

<局面選択>

- ・ケース概要(事例の問題状況等)
- ・インテーク(ケース発見、利用者との関係形成を含む)
- ・アセスメント
- ・プランニング(ケア目標の設定、利用者との合意形成などを含む)
- ・関係調整(家族関係、サービスの調整、社会資源など)
- ・モニタリング等(モニタリング・再アセスメント、ケア方針の変更など)

②逐語記録の有無

記録の中に、面接場面やケースカンファレンスの逐語記録やそれに近い記録があれば選択してください。

③事例の性格(選択)

- ・事例
- ・事例検討会等

C 事例 (自由記載)

①事例のフェースシート

「年月日、仮名、地域の特徴、家族状況、生活状況、保険・制度情報、主訴・問題状況、障害痴呆等の状況、健康状況、ADL等、社会との交流、居住環境、等」

(省略することも可能です)

②テキストの量

とくに制限を設けませんが、読む人の理解が得られやすいように、8,000字程度を標準的な目安としてください。

③図表等

図表等は、事例の理解のために必要な範囲で記載してください。

記載と提供にあたって

(1) 本人了解の手続き

事例の提供にあたっては、事例の対象者の了解を得ることを原則とします。

しかし、そのことを厳密に適用すると事例の作成が困難になる場合もありますので、了解を得ていない場合は、事例の性格を壊さない範囲で、年齢や家族構成・周辺環境、おこた出来事等に関する情報を変更して、当事者が特定されることを回避します。

(2) プライバシー保護

共通に守るルールとして

- ・個人名、住所などは記載せず、匿名ないし仮名にする。

イニシャル等を使用する場合でも、実際の名前に近いものを使用せず、また、憶測を呼ぶようなものにならないため、「A.Aさん」のように記号化することをお勧めします。

- ・個人に関連する町名や家族等の具体的な職業名などにも注意する。

例 「〇〇神社の参道で、御札を売っていた」×

⇒ 「小売業を営んでいた」○

薬局を開業 × ⇒ 小売業 ○ 又は、医療・介護関連小売業△

薬剤師 × ⇒ 会社員 ○ 又は 医療関連従事者 △

精肉販売 × ⇒ 小売業 ○ 又は 生鮮食料品販売業 △

ここで△としたのは、例えば「家族が薬剤師である程度の介護の知識がある」ということや小売業の業態が生活上重要な影響を与えており、それが事例を理解するのに必要な場合のみ記載するときの方法です。

- ・事業所名、病院名なども匿名又は仮名にする。

事業所名、病院名などもわからないように注意してください。

- ・事例に不必要なことは、記載しない。

既知の情報でも、事例の性格に直接関係のない事項については、記載しません。「息子が〇〇事件で捕まった」などのネガティブな情報は、もちろん「市長の親戚である」「叙 勲されたことがある」など一見ポジティブに思える情報にも注意しましょう。

(3) 記載の方法

事例を記載していただく際のお願いをいくつか述べます。事例は、全くの第三者が読むことを前提としているので、なるべくわかりやすく書かれていることがのぞまれます。わかりやすさには以下の点が重要と思われます。

○情報の経路を具体的に

一般的にいわれるように「いつ」「だれが」「どこで」が必要なのはいうまでもありませんが、事例をみて考えるときは、ある情報をどこから得たのかがとても大切になります。

例:「Aさんが、自宅内で転倒して骨折した」

⇒「Aさんが、自宅で転倒して骨折したと、隣人のBさんから連絡があった」

このように記載されていると、事例をめぐる関係性が同時に理解されます。

○「事実」と「判断」を区分して記載する

例:「隣人のBさんとはうまく行っていない」⇒『隣人のBさんとはうまく行っていない』とAさんは行っていた」又は「隣人のBさんとは、うまく行っていないように思われた」

○考察の経過や判断の根拠とをできるだけわかるように書く

一つの事例を読むときに、いくつかの選択肢の中で「なぜ、そのような方針を選択したか」、判断の根拠がわかると理解が進みます。重要な部分ではとくにそのような記述がのぞまれます。

例:「隣人のBさんとは、うまく行っていないように思われた」

⇒「隣人のBさんとは、交流はあるそうだが、1年ほど前に、自宅の前に長いこと自転車を置いていたことを巡り言い争いになり、今もBさんを非難しており、うまく行っているとは思えない」

以上、ご参考までに、いろいろ注文めいて書きましたが、まずは、気楽に「書いてみる」ことから始めましょう。

6. 事例集の状況と今後の課題

上記のソーシャルワーク・アーカイブスの基本構想の検討にもとづき、今年度は、データベースのシステムの開発を行うと共に、事例提供を呼びかけ、一定のソーシャルワーク&ケアマネジメント実践事例の集積を行った。

その結果、以下のことが明らかになった。

- ・現状のソーシャルワーク&ケアマネジメント実践の記録は、特に経過記録が事務的な記録に終始している例が多く、事後的にまとめる場合でもトピックが確かでなかったり、根拠が不確かであることが多いこと。
- ・提出していただいた記録については、相当の量があり、読むことが困難であったり、焦点がわかりにくいものも多く、適切な要約と焦点化が求められる事例が多いこと。
- ・とくにソーシャルワーク実践のプロセスやソーシャルワーカーの判断根拠等が可能な限り把握できる」という点については、主観的な判断とその基礎となる情報が明確でない事例も多いこと。

したがって今後、データベースへの事例の集積に当たっては、事例提供の呼びかけを積極的に行って行くと共に、事例の整齊に一層の努力が必要であることが明らかになった。

さらには検証に耐えうる事例を集積していくためには、何よりも、事例研究の大切さ、面白さ、を現場実践者に伝えると共に、事例研究と事例の記録の方法を普及していくことが重要であろう。

今後、長期的な視野でデータベースを作り上げ、活用していくためには、まずもって継続的な事例検討会等の取り組みがあわせて重要になる。

資料

以下は、事例提供者の活用に供するために作成した記載書式である。

事例提供者フェイスシート

事例提供者氏名 (フリガナ)	
事例提供者住所	〒【半角】
事例提供者連絡先	
電話【半角】	
e-mail【半角】	
分野 ※複数選択可	高齢者 障害者 子ども 地域 その他
主な分野を1つ選択	高齢者 障害者 子ども 地域 その他
事例提供時の所属 ※複数選択可	介護保険事業所 福祉 行政 医療機関 教育機関 司法 その他
当時の所属組織の種類	
事例提供時の職	
現職名	
資格・基礎資格	

事例の概要

事例期間【半角・西暦】	年 月～ 年 月
事例のタイトル	※事例がテーマとしてとれていることがわかりやすいタイトルをつけてください。
事例の概要 500 字程度の事例の概要を記載 (字数を数えたい文章を選択して、「ツール」→「文字カウント」をクリックすると、字数をカウントできます。)	※事例の問題状況や経過を簡単にまとめてください。
事例対象者の特徴 例: 独居高齢者、痴呆性高齢者、精神障害者、ALS 患者 など	
キーワード 例: 「訪問介護、ターミナル、インフォーマルサービス、家族支援」、「権利擁護、成年後見人制度、コミュニティ、ネットワーク」 など	
重点局面、及び重点 ※複数選択可	ケース概要、初期：インテーク、契約、アセスメント、関係調整 モニタリング、逐語記録、事例の性格、事例全体、事例検討会

ソーシャルワーク事例展開シート

基本情報

受付経路				
支援期間	年	月～	年	月
氏名（仮名）		性別		年齢
家族状況（家族構成、家族関係）				
生活状況				
地域の特徴				

保険等の情報	
現在利用しているサービス	
主訴	

アセスメント

生活歴	
経済状況	
居住環境	
就労・社会参加	
身体・精神の状況	
社会的交流など	